

令和 3・4 年度

防衛省所管における建設工事  
競争参加資格審査申請書提出要領

(組合版)

## 目 次

### 第1 令和3・4年度競争参加資格審査について

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1 資格審査について           | 2 |
| (1) 事業協同組合の資格審査      | 2 |
| (2) 協業組合の資格審査        | 3 |
| (3) 企業組合の資格審査        | 3 |
| (4) 定期受付の申請から登録までの流れ | 3 |
| (5) 隨時受付の申請から登録までの流れ | 4 |
| (6) 有資格者名簿の公表        | 5 |
| 2 情報公開法の施行           | 5 |

### 第2 申請の手順

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 登録申請前の確認               | 7  |
| (1) 申請書を提出できない方          | 7  |
| (2) 申請に当たって必要な経営事項審査について | 8  |
| 2 申請書類の作成                | 10 |
| (1) 作成が必要な主な申請書類について     | 10 |
| (2) 提出部数                 | 10 |
| 3 申請書類の提出、受付             | 10 |
| (1) 申請方法                 | 10 |
| ◎定期受付（2年に1回実施）           | 11 |
| ◎隨時受付                    | 12 |
| ◎地方防衛局等の管轄区域及び申請書提出先     | 13 |
| (2) 申請に当たっての注意事項         | 14 |
| 4 資格審査の概要                | 15 |
| (1) 工事種別                 | 15 |
| (2) 総合審査数値の算定方法          | 15 |
| (3) 経営事項評価数値の算定方法        | 15 |
| (4) 技術評価数値の算定方法          | 17 |
| (5) 格付（ランク付け）            | 18 |
| 5 資格認定の通知                | 18 |
| 6 申請した事項の変更等の届出          | 18 |

### 第3 組合の申請書及び作成の方法

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 提出書類                        | 20 |
| 2 提出書類の様式及び記載要領               | 22 |
| (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事) |    |
| [様式1-1]                       | 22 |
| [様式1-2]                       | 26 |

|   |    |
|---|----|
| (2) 営業所一覧表[様式2] . . . . .   | 29 |
| (3) 建設共同企業体等調書  |    |
| [様式3-1、3-2] . . . . .   | 31 |
| [様式3-3、3-4] . . . . .   | 33 |
| (4) 業態調書 . . . . .  | 35 |
| (5) 総合評定値通知書等の写し . . . . .  | 37 |
| (6) 納税証明書の写し . . . . .  | 38 |
| (7) 官公需適格組合証明書 . . . . .  | 45 |
| (8) 役員名簿 . . . . .  | 45 |
| (9) 委任状 . . . . .   | 45 |
| (10) 受付通知票 . . . . .  | 48 |
| (11) 切手を貼り付けた定型形封筒（資格審査結果通知書の郵送用） . . . . .                                     | 49 |
| 第4 資格決定後の申請内容変更手続   |    |
| 1 変更手続が必要な変更及び手続 . . . . .  | 51 |
| 2 変更届の添付書類 . . . . .  | 53 |
| 第5 競争参加資格審査申請に関するQ&A  |    |
| 1 定期申請で文書を郵送して申請することはできないですか。 . . . . .   | 56 |
| 2 文書を持参して申請することはできないですか。 . . . . .  | 56 |
| 3 隨時申請や変更届の提出はインターネットではできないですか。<br>定期申請をインターネットで行ったが、変更届はどうすればいいのですか。 . . . . . | 56 |
| 4 資格認定を受けた後、希望部局（地方防衛局等）を追加することはできますか。 . . . . .                                | 56 |
| 5 資格認定を受けた後、希望工事種別を追加することはできますか。 . . . . .                                      | 57 |
| 6 定期申請のときにインターネット方式（又は郵送方式）で申請書類に不備があり、不受理になってしまった。どのようにすればいいでしょうか。 . . . . .   | 57 |
| 7 申請書の様式類をインターネット上から入手することはできますか。 . . . . .                                     | 57 |
| 8 申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。 . . . . .  | 57 |
| 9 「外資状況」の考え方を教えてください。 . . . . .   | 58 |
| 10 「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。 . . . . .  | 58 |
| 11 隨時の申請や変更届を提出してから登録完了まで、どのくらいの時間がかかりますか。 . . . . .                            | 58 |

## **第1 令和3・4年度競争参加資格審査について**

## 第1 令和3・4年度競争参加資格審査について

### 1 資格審査について

当省の各機関及び各部隊が発注する建設工事の競争に参加するには、当省が行う資格審査を受け、有資格者として名簿に登録される必要があります。この名簿は、2年ごとに更新されています。

また、当省では工事を受注するにふさわしい建設業者を選定するため、申請された内容を基に希望される工種の総合審査数値を算出し、級別の格付をしております。

#### (1) 事業協同組合の資格審査

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため特例計算が定められています。

この特例は、次の条件を全て満たす事業協同組合で、特例扱いの申出（20ページ参照）がある場合に限り、官公需適格組合の証明を受けた工事種別に対応した希望工種にのみ適用することになっております。

- ① 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合であること。
- ② 建設業法第3条による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている事業協同組合であること。
- ③ 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合

また、特例扱いを希望すると事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大10社の審査対象者の内容も考慮されて審査が行われます。

※ 特例扱いを希望する事業協同組合については、官公需適格組合の証明を受けた業種しか希望できませんので注意してください。

審査対象者は、次の条件を満たしていることが必要です。

- ① 当該組合の組合員であること。
- ② 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- ③ 当該希望工種に対応する建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- ④ 欠格要件（7ページ参照）に該当しない者であること。

※ 審査対象者は10社を超えることはできません。

※ 事業協同組合の特例扱いについては前述のとおり、事業協同組合の経営の内容等に加えて、審査対象者の内容も考慮されて審査されますので、審査対

象者の指定に当たっては、十分検討の上、審査対象者の要件を満たす構成員の中から、適切な者を指定してください。

特例扱いを希望する事業協同組合については、希望できる業種は官公需適格組合の証明を受けた業種のみとなりますので注意してください。

特例扱いを希望しない事業協同組合については、事業協同組合自体の内容で審査されます。

また、事業協同組合は、当省の発注する工事では、経常建設共同企業体の構成員及び特定建設工事共同企業体の構成員となることはできませんので予め注意してください。

## (2) 協業組合の資格審査

協業組合とは、「中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）」に基づき設立されたものをいいます。

協業組合の審査は協業組合自体の内容で審査されますが、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている協業組合については、施工能力の増大を図り建設工事の実施に当たることができる組織であり、ひいては中小建設業の体質の改善強化に資するものであることから、当省の発注する工事では当分の間（設立から10年間）、申請した協業組合等が施工実績に著しく劣る場合を除き、特例扱いとして経営事項評価点数及び技術評価点数についてそれぞれ10%加算（官公需適格組合の証明を受けた業種のみ。）することにより調整できることとしています。

また、協業組合は、当省の発注する工事では経常建設共同企業体の構成員及び特定建設共同企業体の構成員となることはできません（ただし、組合員全員の競業を禁止している場合は、例外的に除きます。）ので予め注意してください。

※ 特例扱いを希望する協業組合については、官公需適格組合の証明を受けた業種しか希望できませんので注意してください。

## (3) 企業組合の資格審査

企業組合とは、「中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）」に基づき設立されたものをいいます。

企業組合については、企業組合自体の内容で審査されます。

また、企業組合は、当省の発注する工事では経常建設共同企業体の構成員及び特定建設共同企業体の構成員となることはできません（ただし、組合員全員の競業を禁止している場合は、例外的に除きます。）ので予め注意してください。

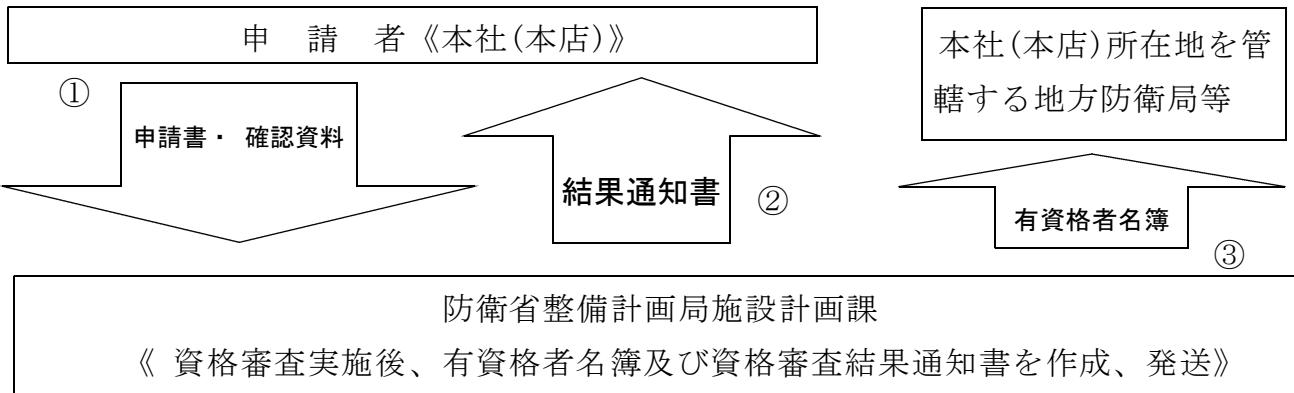
## (4) 定期受付の申請から登録までの流れ

- ① 「申請書」及び「確認資料」を防衛省整備計画局施設計画課に提出。受け付けた申請内容を基に資格審査が実施され、有資格者名簿へ登録。有資格者

名簿に登録後、資格審査結果通知書が作成される。

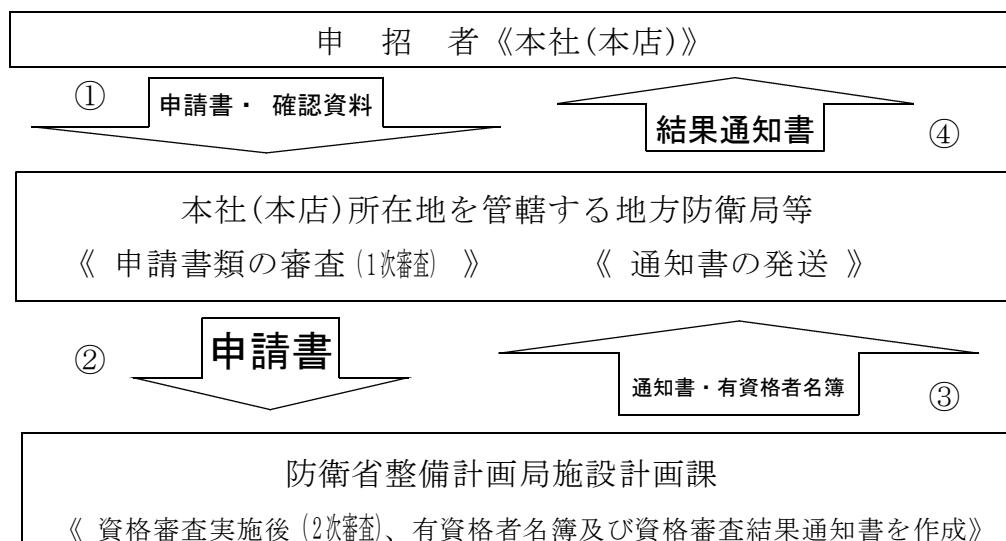
- ② 資格審査結果通知書を申請者に通知。
- ③ 有資格者名簿は本社(本店)所在地を管轄する地方防衛局等に送付。

※ 申請は原則「インターネット方式」により受付けております(10ページ参照)。



#### (5) 随时受付の申請から登録までの流れ

- ① 「申請書」及び「確認資料」を本社(本店)所在地を管轄する地方防衛局等に提出。受け付けた地方防衛局等で、申請書類の記載内容等について審査を実施（1次審査）。
- ② 審査された申請書は、地方防衛局等から防衛省整備計画局施設計画課に送付され、受け付けた申請内容を基に資格審査（2次審査）が実施され、有資格者名簿へ登録。有資格者名簿に登録後、資格審査結果通知書が作成される。
- ③ 作成された有資格者名簿及び資格審査結果通知書を地方防衛局等に送付。
- ④ 地方防衛局等から申請者に対し、資格審査の結果が通知される。



## (6) 有資格者名簿の公表

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)をふまえて、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、「有資格業者登録名簿」を公表しております。

### ①公表の内容

- ・商号又は名称
- ・営業所所在地
- ・経営事項評価数値（客観点数）
- ・技術評価数値（主観点数）
- ・等級及び総合審査数値等

### ②公表の方法

- ・各地方防衛局等での閲覧。
- ・防衛省ホームページでも情報提供しています。

「防衛省・自衛隊ホームページ」

<https://www.mod.go.jp/procurement/shikaku/index.html>

## 2 情報公開法の施行

防衛省及び地方防衛局等が取得した資格審査申請書などは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求者からの請求があった場合、申請にかかる団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものに限り、開示対象となります。

## **第2 申請の手順**

## 第2 申請の手順

◎登録申請前の確認 ⇒ 第2の1を参照（7ページ）



1 申請書類の作成 ⇒ 第2の2（10ページ）及び第3（19ページ）を参照



2 申請書類の提出、受付 ⇒ 第2の3を参照（10ページ）



3 発注者における資格審査 ⇒ 第2の4を参照（15ページ）



4 資格認定の通知 ⇒ 第2の5を参照（18ページ）

申請した内容に変更が生じたら…

5 変更届の提出 ⇒ 第2の6を参照（18ページ）

### 1 登録申請前の確認

#### （1）申請書を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき許可を受けている場合でも、希望工事種別に対応した同法の建設工事の種類について経営事項審査を受けていない方は、その工事種別の登録を希望することはできませんので注意してください。

#### 欠格要件

防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）に基づき、防衛省の各機関及び各部隊の発注する工事においては、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしております。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者
  - ア 当該契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を有しない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
    - (ア) 指定暴力団員
    - (イ) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
    - (ウ) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの。

- (イ) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）
- ② 予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当すると認められる者
- ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ ア～オにより一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- ⑤ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者

## **(2) 申請に当たって必要な経営事項審査について**

公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが建設業法等により義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から1年7月の間に限られています。したがって、毎年、当省の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

## 競争参加資格申請に必要な経営事項審査の条件

### ① 定期受付

次の 2 つの条件をいずれも満たすもの。

- a . 定期受付の申請書類の提出期間の終了日の 1 年 7 月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの（ただし、新型コロナウイルス感染症に係る申請の特例として、令和 3・4 年度定期受付の場合、平成 30 年 10 月 30 日以降を審査基準日とするもので、かつ、平成 30 年 10 月 30 日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものであれば申請可能。）。
- b . 令和 3・4 年度の資格審査の申請に当たっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件になります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等の写し）を提出して下さい。（38 ページ参照）書類の提出がない場合には申請書類の受理はできません。

### ② 隨時受付

次の 2 つの条件をいずれも満たすもの。

- a . 申請をする日の 1 年 7 月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの。
- b . 令和 3・4 年度の資格審査の申請に当たっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件になります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等の写し）を提出して下さい。（38 ページ参照）書類の提出がない場合には申請書類の受理はできません。

## 2 申請書類の作成

### (1) 作成が必要な主な申請書類について

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（様式1－1、1－2）
- ② 営業所一覧表（様式2）
- ③ 共同企業体等調書（様式3－1、3－2、3－3、3－4）  
(特例扱いを希望する事業協同組合の場合のみ作成が必要となります。)
- ④ 業態調書
- ⑤ 委任状（行政書士等が代理申請をするときのみ提出が必要となります。）
- ⑥ 受付通知票（文書郵送方式による申請のときのみ提出が必要となります。）

### (2) 提出部数

正1部

※1 申請書類の記入方法、詳細については、第3（19ページ）を参照下さい。

※2 申請書は、防衛省・自衛隊のホームページからダウンロードできます。

[https://www.mod.go.jp/procurement/shikaku/sankashikaku\\_shinsei.html](https://www.mod.go.jp/procurement/shikaku/sankashikaku_shinsei.html)

## 3 申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行いますが、その後、新たに建設業を開始した者等、新規に当省の各機関及び各部隊が発注する工事の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

### (1) 申請方法

申請は、インターネット上のシステムを使用して申請する「インターネット方式」により行います。

防衛省ではインターネット一元受付に参加している各機関に対して、インターネットを利用し、一度に競争参加を希望する複数の機関への申請が可能であり、申請書を複数作成する必要がないこと、申請受付期間内（令和2年12月1日～令和3年1月15日）で、かつ、申請データの承認前であれば、何度でも申請データの削除、再申請ができることなどから「インターネット方式」を推奨しております。

なお、平成29・30年度の資格申請受付から「文書郵送方式」は原則廃止しておりますので注意してください。（特例扱いを希望する等、インターネット方式では対応していない申請を除く。）

## ◎定期受付（2年に1回実施）

### ① インターネット方式

インターネット方式については、事前に受付専用ホームページにアクセスし、パスワードを取得する必要があります。~~パスワードを取得していないとインターネット方式での申請はできませんので注意してください。~~

※ 特例扱いを希望する場合は、インターネット方式の申請はできません。

#### パスワード申請期間

令和2年11月2日から同年12月28日まで

#### 申請データ受付期間

令和2年12月1日から令和3年1月15日まで

インターネット方式の申請方法等の詳細については、国土交通省の『工事競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]』で確認してください。

『パスワードの申請』及び『工事競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]』については、下記のホームページで確認してください。

#### インターネット受付専用ホームページ

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

① 文書郵送方式（原則廃止。ただし、特例扱いを希望する等、インターネット方式では対応していない申請を除く。その場合の受付機関は下記のとおり。）

※定期受付期間中に文書郵送（インターネット方式で対応していない申請を除く）により申請をされた場合、定期受付ではなく随時受付による申請として取扱います。また、随時受付における資格認定日は6月上旬以降となりますので注意してください。

#### 文書郵送方式の受付期間

令和2年12月1日から令和3年1月15日まで

※令和3年1月15日（必着）

### 提出（郵送）先

防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室建設契約係

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話 03-3268-3111（内線36444）

※随時受付に関しては申請者の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（13ページ参照）に提出してください。

### 郵送方法

書留郵便に限る。

※普通郵便ではなく必ず書留郵便で送付してください。

※封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。

### 注意事項

ア 防衛省担当者から、申請書類の記載内容について確認する所以ありますので、申請書類一式の写しを必ず保管しておいてください。

イ 郵送後2週間を経過しても受付通知票による受理又は不受理の通知がない場合には申請書の提出先にお問い合わせください。

ウ 申請者が第2の1（7ページ参照）の欠格要件に該当する場合には、「不受理」として受付通知票で受け付けできない理由を記載し、発送します。不受理となった申請書については、破棄されます。

### ② 資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

### ◎随時受付

令和3年4月1日から随時、文書郵送方式による申請書類の提出を受け付けますが、入札に間に合わない場合がありますので注意してください。

また、令和5年2月以降に申請した場合、令和5年3月31日までに資格認定が完了しないことがあります。

**申請者の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（13ページ参照）に提出してください。**

### 資格の有効期間

資格の認定日（令和3年6月上旬以降）から令和5年3月31日まで

◎地方防衛局等の管轄区域及び申請書提出先

| 本社(本店)所在地  | 提出先   |
|--|---|
| 北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。）                             | 北海道防衛局 総務部 契約課<br>〒060-0042<br>札幌市中央区大通西12（札幌第3合同庁舎）<br>TEL 011-272-7513（直通）                          |
| オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局の各振興局管内          | 帯広防衛支局 総務課 契約審査係<br>〒080-0016<br>帯広市西6条南7-3（帯広地方合同庁舎2階）<br>TEL 0155-22-1175（直通）                       |
| 青森県、岩手県、宮城县、秋田県、山形県、福島県                          | 東北防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係<br>〒983-0842<br>仙台市宮城野区五輪1-3-15（仙台第3合同庁舎）<br>TEL 022-297-8296（直通）               |
| 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県                  | 北関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第2係<br>〒330-9721<br>さいたま市中央区新都心2-1<br>(さいたま新都心合同庁舎2号館)<br>TEL 048-600-1800（内線2819） |
| 神奈川県、山梨県、静岡県                                     | 南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係<br>〒231-0003<br>横浜市中区北仲通5-57（横浜第2合同庁舎）<br>TEL 045-211-7143（内線7417）             |
| 富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、岐阜県、愛知県、三重県 | 近畿中部防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係<br>〒540-0008<br>大阪市中央区大手前4-1-67（大阪合同庁舎第2号館）<br>TEL 06-6945-5741（直通）           |
| 鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県              | 中国四国防衛局 総務部 契約課<br>〒730-0012<br>広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎4号館）<br>TEL 082-223-7233（直通）                      |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県 | 九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係<br>〒812-0013<br>福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第2合同庁舎）<br>TEL 092-483-8829（直通） |
| 熊本県、宮崎県、鹿児島県    | 熊本防衛支局 総務課 契約班<br>〒862-0901<br>熊本市東区東町1-1-11<br>TEL 096-368-2174（直通）                   |
| 沖縄県             | 沖縄防衛局 総務部 契約課 契約審査1係<br>〒904-0295<br>中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9<br>TEL 098-921-8142（内線158）       |

## (2) 申請に当たっての注意事項

① 重複申請のないよう、注意してください。

申請は、インターネット（特例扱いを希望しない場合で定期受付時のみ）又は、郵送のいずれか1つの方法により行ってください。

重複があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格認定を行わないこともあります。

② 虚偽申請は資格取消しの対象となります。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。

これにより競争参加の資格が取り消された場合、同一有効期間内（令和3・4年度）の再度の申請はできません。

③ 一度申請した資格審査書類は、地方防衛局等からの指示を除き、修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認した上で申請してください。

また、申請した後に、新しい審査基準日の総合評定値通知書の交付を受けても、申請書類の差し替え等はできません。

④ 申請を取り下げた場合、同一有効期間内（令和3・4年度）の再度の申請はできません。

申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内（令和3・4年度）での再度の申請をすることは認められませんので、注意してください。

なお、この資格認定の取下げについては、申請者の方の自由です（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。）。

#### 4 資格審査の概要

資格審査申請書類が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を有すると認定された業者が「有資格者名簿」に登録されることになります。

資格審査は、定期受付においては防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室で、随時受付においては本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（1次審査）及び防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室（2次審査）で行われます。

以下に、資格審査の概要を説明します。

- ① 欠格要件（7ページ参照）に該当しないことを調査します。
- ② その上で、希望する工事種別ごとに客観的事項及び主観的事項の審査を行い、経営事項評価数値及び技術評価数値を算出します。
- ③ それらの点数を合算した総合審査数値に基づき、格付が行われます。

##### (1) 工事種別

防衛省で実施する競争参加資格審査の工事種別は、建設業法第2条に定める別表第1の上欄に掲げる29の建設工事です。

##### (2) 総合審査数値の算定方法

« 総合審査数値の算定方法 »

$$\text{総合審査数値} = \text{経営事項評価数値} + \text{技術評価数値}$$

##### (3) 経営事項評価数値の算定方法

客観的事項については、「防衛省所管契約事務取扱細則」（防衛庁訓令第108号。18.12.26）及び「防衛省における契約事務の取扱いについて（通達）」（防経会第51号。19.1.4）に基づき、次表に掲げる審査項目について審査を行います。客観的事項の審査結果に基づき、次表に掲げる区分ごとに評点を算出し、次の算式により希望工事種別ごとに経営事項審査数値を算定します。

**経営事項評価数値**

$$= 0.25A + 0.15B + 0.20C + 0.25D + 0.15E$$

A = 希望工事種別ごとの年間平均完成工事高の評点

B = 自己資本額及び利払い前税引前償却前利益の評点

C = 経営状況分析の評点

D = 技術力の評点

E = その他の審査項目（社会性等）の評点

**《客観的事項の審査項目》**

| 区分                        | 審査項目   |
|---------------------------|--|
| (1) 経営規模（A、B）             | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 希望工種別年間平均完成工事高</li> <li>② 自己資本額</li> <li>③ 利払い前税引前償却前利益の額</li> </ul> <p>※特例扱いを希望する事業協同組合の場合は、各構成員の合計値で算出する。</p>   |
| (2) 経営状況（C）               | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 純支払利息比率</li> <li>② 負債回転期間</li> <li>③ 総資本売上総利益率</li> <li>④ 売上高経常利益率</li> <li>⑤ 自己資本対固定資産比率</li> <li>⑥ 自己資本比率</li> <li>⑦ 営業キャッシュフロー（絶対額）</li> <li>⑧ 利益剰余金（絶対額）</li> </ul> <p>※特例扱いを希望する事業協同組合の場合は、各構成員の算出された「経営状況（C）」の平均点（小数点以下第1位を四捨五入して得た点数。）とする。</p> |
| (3) 技術力（D）                | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 希望工事種別技術職員数</li> <li>② 希望工事種別年間平均元請完成工事高</li> </ul> <p>※特例扱いを希望する事業協同組合の場合は、各構成員の合計値で算出する。</p>  |
| (4) その他の審査項目（社会性等）<br>(E) | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働福祉の状況</li> <li>② 建設業の営業継続の状況</li> <li>③ 防災活動への貢献状況</li> </ul>   |

- |  |   |
|--|---|
| <p>④ 法令遵守の状況<br/>       ⑤ 建設業の経理に関する状況<br/>       ⑥ 研究開発の状況<br/>       ⑦ 建設機械の保有状況<br/>       ⑧ 國際標準化機構が定めた規格による登録の状況<br/>       ⑨ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況<br/>       ⑩ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況</p> | <p>※特例扱いを希望する事業協同組合の場合は、各構成員の算出された「その他の審査項目(E)」の平均点(小数点以下第1位を四捨五入して得た点数。)とする。</p> |
|--|---|

※ (2)に係る売上高は、兼業にかかる売上高を含みます。

#### (4) 技術評価数値の算定方法

観的事項については、「防衛省所管契約事務取扱細則」に基づき、審査を行います。主観的事項の審査結果に基づき、希望工事種別ごとに令和2年10月1日（令和3・4年度における主観的事項の審査基準日）の前日までの過去2年間で防衛省発注において完成した希望工事種別ごとの工事成績等に基づき算定します。

※ 算定に使用される、工事成績等については、資格認定時に付与される登録番号で管理しています。その為、申請時に「登録番号」を記載せずに申請すると、以前の工事成績等が引き継がれませんので注意してください（登録番号の確認については、記載要領（22ページ参照）を確認してください。）。

※ 技術評価数値の詳細な算定方法については、防衛省・自衛隊のホームページに掲載載しておりますのでそちらを確認してください。

[https://www.mod.go.jp/procurement/shikaku/file/gijutsu\\_santei.pdf](https://www.mod.go.jp/procurement/shikaku/file/gijutsu_santei.pdf)

「建設工事の一般競争（指名競争）参加資格審査における主観的点数いわゆる技術評価数値の算定方法について」

## (5) 格付（ランク付け）

格付とは、工事種別ごとに、総合審査数値及び工事の契約の予定金額の範囲に応じ、次表のとおり設定している等級のことをいいます。

### ◎土木一式及び建築一式工事の場合

| 等 級 | 総合審査数値        | 工事の契約の予定金額の範囲         |
|-----|---------------|-----------------------|
| A   | 990点以上        | 30,000万円以上            |
| B   | 830点以上 990点未満 | 10,000万円以上 30,000万円未満 |
| C   | 760点以上 830点未満 | 3,000万円以上 10,000万円未満  |
| D   | 760点未満        | 3,000万円未満             |

### ◎その他の工種の場合

| 等 級 | 総合審査数値        | 工事の契約の予定金額の範囲       |
|-----|---------------|---------------------|
| A   | 870点以上        | 5,000万円以上           |
| B   | 780点以上 870点未満 | 2,000万円以上 5,000万円未満 |
| C   | 780点未満        | 2,000万円未満           |

## 5 資格認定の通知

申請書類の受け付け後、申請書類を送付した地方防衛局等から「資格審査結果通知書」が送付されます。

ただし、インターネット方式で申請された方のみ防衛省整備計画局施設計画課から送付されます。

※資格審査結果通知書の再発行はできませんので届いた通知書は大切に保管してください。

## 6 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、申請内容に変更等が生じた場合には、速やかに、申請者の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」により、変更等の届出をしてください。ただし、定期受付により申請された方は、令和3年4月1日以降に届出をしてください。

本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等以外では受け付けできませんので注意してください。

「変更等の届出が必要な場合」及び「提出資料」については、第4を参照（50ページ）。

### **第3 組合の申請書及び作成の方法**

### 第3 組合の申請書及び作成の方法

※申請書の作成に当たっては、必ず第2の1「登録申請前の確認」(7ページ参照)及び第2の3(2)「申請に当たっての注意事項」(14ページ参照)を確認してください。

#### 1 提出書類

提出書類等は、次表のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の(1)から(9)の順序に並べ、(10)及び(11)と共に提出してください。

| 申請書類名                           | 様式番号  | ページ |
|---------------------------------|-------|-----|
| (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書         | 様式1-1 | 22  |
|                                 | 様式1-2 | 26  |
| (2) 営業所一覧表                      | 様式2   | 29  |
| (3) 共同企業体等調書(※1)                | 様式3-1 | 31  |
|                                 | 様式3-2 | 32  |
|                                 | 様式3-3 | 33  |
|                                 | 様式3-4 | 34  |
| (4) 業態調書(※2)                    | _____ | 35  |
| (5) 総合評定値通知書の写し(※2、※3)          | _____ | 37  |
| (6) 納税証明書の写し(※2)                | _____ | 38  |
| (7) 官公需適格組合証明書<br>(※1、※3、※4、※5) | _____ | 43  |
|                                 | _____ | 43  |
| (8) 役員名簿(※1)                    | _____ | 43  |
| (9) 委任状(※6)                     | _____ | 43  |
| (10) 受付通知票                      | _____ | 46  |
| (11) 切手を貼り付けた定型形封筒              | _____ | 47  |

※1 事業協同組合で特例扱いを希望する場合は、提出が必要となります。

※2 事業協同組合で特例扱いを希望する場合は、事業協同組合のものに加え審査対象者の分も提出が必要となります。

※3 複写機等を使用して機械的に複写された写しについては鮮明に写っているものに限り認めています。

※4 官公署が行った証明類の写しについては、申請日から3か月前までのものを有効とします。

※5 協業組合で加算措置の特例扱いを希望する場合は、提出が必要となります。

※6 行政書士等が代理申請をするときのみ提出が必要になります。

## 2 提出書類の様式及び記載要領

### (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

#### [様式 1-1]

- ※ 申請者が事業協同組合の場合、この申請書は、本店（本社）で作成して提出してください。従って、申請者は本店（本社）の代表者となります。
- ※ 特例扱いを希望する事業協同組合については、官公需適格組合の証明を受けた業種しか希望できませんので注意してください。
- ※ 特例計算を希望する事業協同組合以外の組合については、組合自体の内容を記載してください。
- ※ 特例扱いを希望する場合は、申請日記載欄の右の余白に特例扱いを希望する旨（例：特例扱いを希望します。）及びその希望工事種別を朱書してください。

様式1-1

(用紙A4)

|   |                  |                                      |                    |                                     |  |                      |                   |
|---|------------------|--------------------------------------|--------------------|-------------------------------------|--|----------------------|-------------------|
| 01  | 1 : 新規<br>2 : 更新 | ※ 02 受付番号<br>主たる業種                   | ※ 03 業者コード<br>専門   | ※ 04 建設業許可番号<br>00 - 123456         | ※ 05 の規模   | 06 適格組合証明            | 令和〇年〇月〇日<br>第〇〇〇号 |
| 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)   |                  |                                      |                    |                                     |  |                      |                   |
| 令和3・4年度において、貴省で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。<br>なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。         |                  |                                      |                    |                                     |  |                      |                   |
| 特例計算を希望します。<br>管工事  |                  |                                      |                    |                                     |  |                      |                   |
| 07  | 本社(店)郵便番号        | 162 - 8860                           | 08 法人番号            | 1234567891234                       |  |                      |                   |
| 09  | 本社(店)住所          | 東京都新宿区市谷本村町5-1                       |                    |                                     |  |                      |                   |
| 10  | フリガナ             | ボウエイケンセツ                             |                    |                                     |  |                      |                   |
| 11  | 商号又は名称           | 防衛建設(株)                              |                    |                                     |  |                      |                   |
| 12  | 役職               | 代表取締役                                |                    |                                     |  |                      |                   |
| 13  | フリガナ             | ボウエイ ハナコ                             |                    |                                     |  |                      |                   |
| 14  | 代表者氏名            | 防衛 花子                                |                    |                                     |  |                      |                   |
| 15  | 本社(店)電話番号        | 03-3268-3111                         | 16                 | 担当者電話番号                             | 03-3268-3111<br>( 内線番号 36493 )   |                      |                   |
| 17  | 本社(店)FAX番号       | 03-5224-2228                         | 18                 | 電子入札用ICカードの登録番号                     |  |                      |                   |
| 19  | メールアドレス          |                                      |                    |                                     |  |                      |                   |
| 20  | 代理申請時使用欄         |                                      |                    |                                     |  |                      |                   |
| 21  | 中請代理人            | 中請代理人郵便番号                            | 中請代理人住所            | 中請代理人電話番号                           |  |                      |                   |
| 22  | 外資状況             | 1 外国籍会社<br>〔国名： 〕                    | 2 日本国籍会社<br>〔国名： 〕 | 3 日本国籍会社<br>〔国名： 〕<br>〔外資比率： 100% 〕 | 〔国名： 〕<br>〔外資比率： % 〕   | 〔国名： 〕<br>〔外資比率： % 〕 | 20 営業年数<br>53 年   |
| 23  | 設立年月日(西暦)        | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成<br>54 年 4 月 1 日 | 24                 | 25                                  | 25 なし大企業<br>■ 下記のいずれかに該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない<br>・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業<br>・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業<br>・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業 |                      |                   |
| ※欄については、記載しないこと(以下同じ)。<br>「16電子入札用ICカードの登録番号」欄には、当省(府等)の電子入札システムでの企業ID(複数ある場合には代表的なものを1つ)を記入すること。 |                  |                                      |                    |                                     |  |                      |                   |

(様式 1－1)

| 項目           | 記載要領  |
|--------------|---|
| 01 新規・更新     | ○今回、初めて防衛省に登録される方は『新規』に、以前に防衛省、防衛施設庁又は装備施設本部の実施した資格審査を受けたことのある方は『更新』に「○印」を付すこと。   |
| 02 受付番号      | ○記載不要。  |
| 主たる業種        | ○『土木一式工事』又は『建築一式工事』を主たる業種とする方は『一式』と、その他の工事種別を主たる業種としている方は『専門』と記載。   |
| 03 業者コード     | ○『更新』の方は、以前に通知された資格審査結果通知書の記1に記載されている『登録番号』(1又は2で始まるハイフン有10桁)を記載。<br>※以前に登録された方で『登録番号』が不明な方は、本社(本店)所在地を管轄する地方防衛局等(13ページ参照)にお問い合わせいただぐか、防衛省・自衛隊ホームページにおいても確認いただけます。<br>( <a href="https://www.mod.go.jp/j/procurement/shikaku/sankashikaku_shinsei.html">https://www.mod.go.jp/j/procurement/shikaku/sankashikaku_shinsei.html</a> )<br>○新規登録の方は、記載不要。 |
| 04 建設業許可番号   | ※記入漏れが多く見受けられるので、必ず記載すること。<br>○許可を受けている建設業の番号(8桁)を総合評定値通知書から転記。<br>※総合評定値通知書等を受けた後に許可の変更(知事許可から大臣許可への変更等)が生じ、総合評定値通知書等と許可番号が異なる場合は、変更後の建設業許可番号を記載。  |
| 05 申請者の規模    | ○記載不要。  |
| 06 適格組合証明    | ○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合については、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載。  |
| 07 本社(店)郵便番号 | ○左詰めで記載。<br>○組合の本社(本店)所在地の郵便番号を記入する。<br>○建設業許可上の「主たる営業所」の郵便番号を記入する。   |
| 08 法人番号      | ○通称マイナンバー法に基づき国税庁から指定・通知される番号(13桁)を記載。  |

|             |  |      |      |      |      |  |    |     |     |     |  |
|-------------|--|------|------|------|------|--|----|-----|-----|-----|--|
| 09 本社（店）住所  | <p>○組合の本社（本店）住所を記入する。</p> <p><u>○フリガナの欄は、カタカナで記載する。</u></p> <p><u>○都道府県名については、フリガナは記載しない。</u></p> <p>○丁目、番地は、「ー（ハイフン）」により省略して記載。</p> <p>○建設業許可上の「主たる営業所」の住所を記入する。</p>  |      |      |      |      |  |    |     |     |     |  |
| 10 商号又は名称   | <p>○左詰めで記載。</p> <p>○組合の名称を記載してください。</p> <p>○法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記入する。</p> <table border="1" data-bbox="520 759 1422 871"> <tr> <td>種類</td><td>協同組合</td><td>協業組合</td><td>企業組合</td><td></td></tr> <tr> <td>略号</td><td>(同)</td><td>(業)</td><td>(企)</td><td></td></tr> </table> <p><u>○フリガナの欄は、カタカナで記載する。</u></p>                       | 種類   | 協同組合 | 協業組合 | 企業組合 |  | 略号 | (同) | (業) | (企) |  |
| 種類          | 協同組合   | 協業組合 | 企業組合 |      |      |  |    |     |     |     |  |
| 略号          | (同)  | (業)  | (企)  |      |      |  |    |     |     |     |  |
| 11 役職・代表者氏名 | <p><b>【役職】</b></p> <p>○左詰めで記載。</p> <p>○下記の役職名のうちから一つを選択して記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役・取締役社長・代表取締役・代表取締役社長</li> <li>・代表取締役副社長・代表社員・代表者・代表理事・理事長</li> <li>・社長・副社長・無限責任社員・管財人・会長</li> </ul> <p>※役職名が該当がない場合には、「代表者」を選ぶこと。</p> <p><b>【代表者氏名】</b></p> <p>○組合の代表者氏名（個人名）を記載。</p> <p><u>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</u></p> |      |      |      |      |  |    |     |     |     |  |
| 12 担当者氏名    | <p>※組合の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記載すること。</p> <p>○左詰めで記載。</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p>   |      |      |      |      |  |    |     |     |     |  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 13 本社(店)電話番号       | ○左詰めで記載。  |
| 14 担当者電話番号         | ○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、( )は用いないこと。  |
| 15 本社(店)FAX番号      | ○担当者電話番号には、必要があれば内線番号も記載。   |
| 16 メールアドレス         | ○記載不要   |
| 17 電子入札用ICカードの登録番号 | ○記載不要。  |
| 18 申請代理人           | <p>※代理申請をする場合には、45ページを必ず確認すること。</p> <p>○行政書士等が代理申請する場合のみ使用すること。</p> <p>※申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要。</p> <p>※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者(代表者)から申請代理人への委任状を添付すること。</p>                                   |
| 19 外資状況            | ○記載不要。  |
| 20 営業年数            | <p>○申請日直近の総合評定値通知書における営業年数を記載。</p> <p>※特例計算を希望する事業協同組合については、事業協同組合及び審査対象者の申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数の平均年数(その年数に端数があるときは、これを切り捨てる。)を右詰めで記載。</p>   |
| 21 総職員数            | <p>○申請日の直近の総合評定値通知書に記載されている審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を記載。</p> <p>※特例計算を希望する事業協同組合については、事業協同組合及び審査対象者の総職員数の合計値を記載。</p> |
| 22 設立年月日(和暦)       | <p>○創業10年未満の新規中小企業確認のため記載。</p> <p>※商業謄本に登記されている「会社の設立年月日」を記載。</p>   |
| 23 みなしだ大企業         | ○資本金や従業員数など規模の面では中小企業の定義に該当しているながら、大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業とみなされる会社は「レ点」を付すこと。   |

## (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

### [様式 1-2]

- ※ 特例扱いを希望する事業協同組合については、官公需適格組合の証明を受けた業種しか希望出来ませんので注意してください。
- ※ 特例計算を希望する事業協同組合以外の組合については、組合自体の内容を記載してください。

様式1-2

(用紙A4)

|        |                    |              |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|--------|--------------------|--------------|---------------------|---------------|-----------------------|----------------------------------|-------|--------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|----|---|
| ※ 受付番号 |                    | ※ 業者コード      | 2 - 04 - 70001      | (3) 申請を希望する部局 |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
| 24     | ① 競争参加資格<br>希望工種区分 |              | ② 年間平均完成工事高<br>(千円) |               |                       | 01 北海道                           | 02 関東 | 03 北関東 | 04 南 | 05 近 | 06 中 | 07 九 | 08 沖 | 09 10 | 11 12 | 13 14 | 14 15 | 合計 |   |
|        | 完                  | 成            | 工                   | 事             | 高                     |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
| 事業高    | 01                 | 土木一式         |                     | 77000         | <input type="radio"/> | <input checked="" type="radio"/> |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    | 2 |
|        | 02                 | 建築一式         |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 03                 | 大工           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 04                 | 左官           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 05                 | とび・土工・コンクリート |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 06                 | 石根           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 07                 | 電気           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 08                 | 管            |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 09                 | タイル・れんが・ブロック |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 10                 | 鋼構造物         |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 11                 | 鐵筋           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 12                 | は表           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 13                 | しゆんせつ        |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 14                 | 板金           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 15                 | ガラス          |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 16                 | 塗装           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 17                 | 防水           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 18                 | 内装仕上         |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 19                 | 機械器具設置       |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 20                 | 熱絶縁          |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 21                 | 電気通信         |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 22                 | 造園           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 23                 | さくく井         |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 24                 | 建具           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 25                 | 木造施設         |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 26                 | 消防施設         |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 27                 | 清掃施設         |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 28                 | 解体           |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 29                 | その他          |                     | 23000         |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        | 合計                 |              | 100000              |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |
|        |                    |              |                     |               |                       |                                  |       |        |      |      |      |      |      |       |       |       |       |    |   |

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

## (様式 1－2)

| 項目                   | 記載要領   |
|----------------------|--|
| 受付番号                 | ○記載不要。   |
| 業者コード                | ○様式 1－1 の『03業者コード』と同じ内容を記載。  |
| 24 完成工事高<br>① 希望工種区分 | <p>○競争参加を希望する工事種別の番号に「○印」を付すこと。</p> <p>※希望できる工事種別は、当該工事に対応する建設業法上の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けていて、特例扱いを希望する場合はその許可業種に対して「官公需適格組合証明書」を受けているものに限られる。</p> <p>※記載漏れが多く見受けられますが必ず記載すること。</p>   |
| ② 年間平均完成工事高          | <p>○『①希望工種区分』で選択した工事種別のみ、年間平均完成工事高を記載。</p> <p>※総合評定値通知書の完成工事高の 2 年ないし 3 年平均の欄から金額を転記すること。</p> <p>※当該希望工事種別において年間平均完成工事高がない場合でも、当該希望工事種別に対応する建設業法上の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、希望することは可能である。その際の実績は「0」を記載。</p> <p>○「その他」の欄には、希望する工事種別以外の工事種別の年間平均完成工事高の合計を記載。ただし、建設工事以外の請負契約（測量・建設コンサルタント等）及び物品の販売等の兼業売上高は含まない。</p> <p>○「合計」の欄には、希望する工事種別の年間平均完成工事高及びその他の工事種別の年間平均完成工事高の合計を記載。</p> <p>○また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事区分に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載。</p> <p>※特例計算を希望する事業協同組合については、特例計算を希望する工事種別ごとに事業協同組合及び各審査対象者の年間平均実績高（消費税を除く。）を合計した金額を記載。</p> |

- ③申請を希望する部局
- 『①希望工種区分』で選択した希望工種区分ごと、競争参加を希望する部局を第2の3(1)(13ページ参照)の地方防衛局等の管轄区域を参照して「○印」で囲むこと。
  - 合計欄に「○印」の数を記載。
- ※競争参加を希望できる部局は、営業所一覧表(様式2)で選択された、営業区域に対応した部局のみとなります。

## (2) 営業所一覧表 [様式 2]

- ※ 本表は、申請日現在で作成すること。
- ※ 記載事項が 1 枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載すること
- ※ 組合自体の内容を記載してください。
- ※ 「近中」区域には、「東海」区域（岐阜県、愛知県、三重県）を含む。

| 様式2 |        | (用紙A4)     |                    |              |  |  |
|-----|--------|------------|--------------------|--------------|--|--|
| 番号  | 受付番号   | 営業者コード     | 2 - 04 - 70001     | 営業所一覧表       |  |  |
| 番号  | 営業所名称  | 郵便番号       | 所在地                | 電話番号(上段)     | 建設業許可業種(上段)                            |  |
|     |        |            |                    | FAX番号(下段)    | 営業区域(下段)                               |  |
| 0   | 本社(本店) | 904-0295-9 | 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-1 | 098-921-0000 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、北海道内機械工具販売業者、九州、沖縄        | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
| 1   | 沖縄支店   |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |
|     |        |            |                    |              | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 | 北海道、鹿児島県、沖縄県、東北、北関東、南関東、近中、中国、九州、熊本、沖縄 |

### 記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「(ハイフン)」で区切ること。
- 4 「建設業許可業種」(上段)の欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すること。
- 5 「営業区域」(下段)の欄には、その営業所が営業する区域を管轄している地方防衛局等に○印を付すこと。

## (様式2)

| 項目                    | 記載要領  |
|-----------------------|---|
| 受付番号                  | ○記載不要。  |
| 業者コード                 | ○様式1-1の『03業者コード』と同じ内容を記載。   |
| 番号                    | ○最初に本店を記載し、「0」と記載。<br>○以降の営業所については、「1」から連番を記載。  |
| 営業所名称                 | ○経営事項審査を受けた建設業許可業種を有しているすべての本店又は支店営業所の名称を記載。<br>○主たる営業所は、「本社（本店）」と記載。<br>○支店の場合、名称欄には、商号又は名称を省く。<br>（例）防衛建設（株）沖縄支店の場合<br>名称の欄には「沖縄支店」と記載。 |
| 所在地                   | ○「本社（本店）」の『郵便番号』、『所在地』については記載不要。<br>○営業所の所在地を左詰めで都道府県名から記載。<br>○丁目、番地は「-（ハイフン）」により省略して記載。   |
| 電話番号（上段）<br>FAX番号（下段） | ○「本社（本店）」の『電話番号』、『FAX番号』については記載不要。<br>○上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記載。<br>○市外局番、市内局番及び番号は「-（ハイフン）」で区切る。<br>○FAX番号がない場合は、「なし」と記載。            |
| 建設業許可業種<br>(上段)       | ○「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種に「○印」を付すこと。<br>※建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には、「○印」を付さないこと。                                   |
| 営業区域(下段)              | ○その営業所が営業する区域を管轄している地方防衛局等に「○印」を付すこと。<br>※地方防衛局等の管轄区域については13ページ参照。  |

### (3) 建設共同企業体等調書〔様式3-1、3-2〕

※ 特例扱いを希望する事業協同組合の場合のみ作成の必要があります。

※ 審査対象者が4事業者以内の場合は、様式3-1のみ作成し、「⑥or計」とあるのは「計」として記載すること。

審査対象者が5事業者以上の場合は、様式3-1及び様式3-2の作成が必要となります。この場合、様式3-1の「⑥or計」とあるのは「⑥」として記載すること。

| 様式3-1            |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   | (用紙A4) |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
|------------------|--------|------------------------|-------|--------|--------|--------|------|---|---|---|---|--------|------|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|------------|---|---|---|---|---|
| ※ 交付書券           |        | ※ 取扱コード 2 - 04 - 70001 |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 共同企業体等調書(その1)    |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 建設工事の種類          | 技術者    |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        | 職業別  |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
|                  | 工事     |                        |       |        |        |        | 機器受付 |   |   |   |   |        | 監理補佐 |   |   |   |   |   | 基準 |   |   |   |   |   | 2種 |   |   |   |   |   | その他 |   |   |   |   |   | 合計<br>(注1) |   |   |   |   |   |
| ①                | ②      | ③                      | ④     | ⑤      | ⑥      | ①      | ②    | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ①      | ②    | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ① | ②  | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ① | ②  | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ① | ②   | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ① |            | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 01. オオニズム        |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 02. 建築一式         |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 03. 大工           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 04. 水管           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 05. ハードエコングラート   |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 06. 石            |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 07. 暖機           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 08. 煙突           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 09. 電            | 2      | 3                      | 4     | 5      | 6      | 1      | 2    | 3 | 4 | 5 | 6 | 1      | 2    | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2  | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2  | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2   | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2          | 3 | 4 | 5 | 6 |   |
| 10. ティルトカルバーブロック |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 11. 調査実施         |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 12. 調査           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 13. 調査           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 14. しゆんせつ        |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 15. 調査           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 16. ガラス          |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 17. 調査           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 18. 防水           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 19. 内装小工         |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 20. 機械器具類        |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 21. 施設           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 22. 施設           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 23. 施設           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 24. さく井          |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 25. 延長           |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 26. 水道施設         |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 27. 地熱施設         |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 28. 延持施設         |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 29. 解体           | 1      | 2                      | 3     | 4      | 5      | 6      | 1    | 2 | 3 | 4 | 5 | 6      | 1    | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1          | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 合計               | 1      | 2                      | 3     | 4      | 5      | 6      | 1    | 2 | 3 | 4 | 5 | 6      | 1    | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1          | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 区分               | ①      | ②                      | ③     | ④      | ⑤      | ⑥      | ①    | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥      | ①    | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ①  | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ①  | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ①   | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 合計<br>(注1) |   |   |   |   |   |
| 自 由 基 本 額        | 15,000 | 10,000                 | 5,000 | 10,000 | 10,000 | 20,000 |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 其 他 額            | 15,000 | 1,000                  | 5,000 | 5,000  | 10,000 | 20,000 |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| 総 実 使 用          | 700    | 700                    | 650   | 700    | 750    | 800    |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| その他の評価項目         | 700    | 700                    | 700   | 650    | 750    | 800    |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| ※ 評 価 率 (Y)      |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |
| ※ 評 価 率 (W)      |        |                        |       |        |        |        |      |   |   |   |   |        |      |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |            |   |   |   |   |   |

|                  |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
|------------------|---|--------|-------|--------|--------|--------|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|-----|-----|---------|--|
| 受付番号             | 業者コード E - 04 - T0001  |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 共同企業体等調書(その2)    |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 建設工事の種類          | 社<br>会<br>基<br>本<br>業<br>種<br>別<br>調<br>査<br>受<br>講<br>監<br>理<br>補<br>佐<br>基<br>幹<br>2<br>級<br>そ<br>の<br>他<br>合<br>計<br>※評点(X2) |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
|                  | ①   | ②      | ③     | ④      | ⑤      | ⑥      | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩  | ⑪  | ⑫  | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯  | ⑰  | ⑱  | ⑲ | ⑳ | ㉑ |    |     |     |         |  |
| 01 土木工事          |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 02 造園工事          |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 03 大工            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 04 电气            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 05 と(Aイエ-コレ)ー    |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 06 石             |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 07 磁材            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 08 電気            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 09 宿             | 7   | 8      | 9     | 10     | 11     | 66     | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 66 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 66 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11  | 66  | 200     |  |
| 10 ダイレール-ル-ブ-ラ-ク |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 11 調査会社          |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 12 施設            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 13 締結            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 14 じゅんせつ         |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 15 建築            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 16 ザラス           |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 17 動植物           |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 18 利水            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 19 保育            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 20 機械器具部品        |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 21 熟練度           |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 22 異常通報          |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 23 その他           |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 24 未決済           |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 25 繁忙            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 26 水道施設          |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 27 清扫施設          |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 28 調拂施設          |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 29 解説            |   |        |       |        |        |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 合計               | 1   | 2      | 3     | 4      | 5      | 6      | 1 | 2 | 3 | 4  | 5  | 6  | 1 | 2 | 3 | 4  | 5  | 6  | 1 | 2 | 3 | 4  | 5   | 6   | 200     |  |
| 区分               | ①   | ②      | ③     | ④      | ⑤      | ⑥      | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩  | ⑪  | ⑫  | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯  | ⑰  | ⑱  | ⑲ | ⑳ | ㉑ | 合計 | ※合計 | ※合計 | ※評点(X2) |  |
| 自己資本額            | 15,000  | 10,000 | 5,000 | 10,000 | 10,000 | 90,000 |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 利益額              | 15,000  | 1,000  | 5,000 | 5,000  | 10,000 | 20,000 |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| 総合評点(Y)          | 700   | 700    | 650   | 700    | 750    | 2,600  |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |
| その他評価項目          | 700   | 700    | 700   | 650    | 750    | 2,600  |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |    |    |   |   |   |    |     |     |         |  |

## (様式3-1、3-2)

| 項目       | 記載要領  |
|----------|---|
| 受付番号     | ○記載不要。  |
| 業者コード    | ○様式1-1の『03業者コード』と同じ内容を記載。   |
| 技術職員数    | ○「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事のうち希望する業種に係る技術職員数を、「1級」、「講習受講」、「監理補佐」、「基幹」、「2級」及び「その他」の「①」から順にそれぞれ事業者ごとに転記し、「①」以降、各欄の合計数値を下の「合計」欄に記載。<br>※特例扱いを希望する工事種別のみ記載。 |
| 自己資本額利益額 | ○「自己資本額」及び「利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額及び利益額」欄に記載されている数値を、自己資本額については上段に、利益額については下段に、それぞれ上記「技術職員数」と同様の要領により転記。  |
| 経営状況     | ○「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記「技術職員数」と同様の要領により転記。  |

|          |   |
|----------|---|
| その他の審査項目 | ○「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄に記載されている点数を上記「技術職員数」と同様の要領により転記。 |
|----------|---|

### (3) 建設共同企業体等調書【様式3-3、3-4】

※ 特例扱いを希望する事業協同組合の場合のみ作成の必要があります

※ 審査対象者が4事業者以内の場合は、様式3-3のみ作成し、「⑥○r計」とあるのは「計」として記載すること。

審査対象者が5事業者以上の場合は、様式3-3及び様式3-4の作成が必要となります。この場合、様式3-3の「⑥○r計」とあるのは「⑥」として記載すること。

| 様式3-3           |                           |       |       |       |       |       | (用紙A4) |   |
|-----------------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---|
| 受付番号            | 審査者コード: 三 - 04 - T0001    |       |       |       |       |       |        |   |
| 種 種 の 類 別       | 共 同 企 業 体 等 調 書 ( そ の 3 ) |       |       |       |       |       |        |   |
|                 | 元                         | 機     | 光     | 成     | 工     | 事     | 業      | 会 |
| ①               | ②                         | ③     | ④     | ⑤     | ⑥     | ⑦     | ⑧      |   |
| 01 大型一式         |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 02 施設一式         |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 03 その他          |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 04 施設           |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 05 上げ土工・コレート    |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 06 その他          |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 07 施設           |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 08 施設           |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 09 その他          | 1,000                     | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 8,000  |   |
| 10 ダイナード・シーブロック |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 11 施設施物         |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 12 施設           |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 13 は施           |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 14 しめんばつ        |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 15 施設           |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 16 ガラス          |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 17 施設           |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 18 防水           |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 19 内装仕上         |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 20 施設施物         |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 21 施設施物         |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 22 通気通便         |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 23 他施           |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 24 その他          |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 25 施設           |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 26 水道施設         |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 27 汚水施設         |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 28 廃棄施設         |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 29 その他          |                           |       |       |       |       |       |        |   |
| 合 计             | 1,000                     | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 8,000  |   |

受付番号  業者コード 2 - 04 - 70001

## 共同企業体等調書(その4)

元請完成工事高

| 建設工事の種類          | ①     | ② | ③     | ④     | ⑤      | 合計     | 単位<br>(22) | 単位<br>(23×22) |
|------------------|-------|---|-------|-------|--------|--------|------------|---------------|
|                  |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 01 土木一般          |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 02 著物一般          |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 03 その他           |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 04 施設            |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 05 その他土木・コンクリート  |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 06 石             |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 07 施設            |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 08 その他           |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 09 管             | 7,000 |   | 8,000 | 9,000 | 10,000 | 11,000 | 66,000     |               |
| 10 フィード・システム・ゲート |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 11 鋼構造物          |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 12 その他           |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 13 はがき           |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 14 しんさんせい        |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 15 施設            |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 16 ガラス           |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 17 その他           |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 18 防水            |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 19 内装仕上          |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 20 機械器具備置        |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 21 熱炉窯           |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 22 無気窓           |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 23 金庫            |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 24 かく井           |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 25 廉瓦            |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 26 水道施設          |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 27 雨水施設          |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 28 流通施設          |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 29 解体            |       |   |       |       |        |        |            |               |
| 合計               | 7,000 |   | 8,000 | 9,000 | 10,000 | 11,000 | 66,000     |               |

(様式3-3、3-4)

| 項目      | 記載要領  |
|---------|---|
| 受付番号    | ○記載不要。  |
| 業者コード   | ○様式1-1の『03業者コード』と同じ内容を記載。   |
| 元請完成工事高 | ○総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事のうち希望する工事種別に係る元請完成工事高を「①」から順にそれぞれ事業者ごとに転記し、「①」以降、各欄の合計数値を下の「合計」欄に記載。<br>※特例扱いを希望する工事種別のみ記載。 |

## (4) 業態調書（防衛省離職者の再就職状況に関する事項）

※ 申請の日から過去5年間のいずれかの時期における防衛省離職者の在籍の有無について記載してください。(防衛省離職時の階級が行政職俸給表(一)7級2種以上の事務官又は1佐(三)2種以上の自衛官に限る。)

|         |                |
|---------|----------------|
| 業者コード   | 2 - 04 - 70001 |
| 建設業許可番号 | 00 - 123456    |

### 業態調査書 (防衛省離職者の再就職状況に関する事項)

コンプライアンス審査の必要

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 有 | <input checked="" type="radio"/> |
| 無 | <input type="radio"/>            |

(いずれかに○)

確認コード

12345678

名称又は商号: 防衛建設(同)

- 次の(1)から(3)までのすべてに該当する場合、「有」を選択し、8桁の確認コード(※)を入力してください。
- 次の(1)から(3)までのうち一つでも該当しない場合、「無」を選択してください。確認コードの入力は不要です。

- (1) 受注実績企業(当該年度を含む過去5ヶ年度以内に、防衛省が発注する建設工事を受注した実績を有する建設業を営む営利企業(同営利企業の会社法第2条第3号に規定する子会社である営利企業及び合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む))又は事案関連企業(平成18年に発生した防衛施設庁入札談合事案に関与した企業(同営利企業の子会社及び合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む))であること
- (2) 申請の日から過去5年間のいずれかの時期に管理職隊員(防衛省離職時に(一)7級2種・1佐(三)2種以上の隊員)が在籍していること
- (3) 当該管理職隊員が建設工事の関連部署に在籍していること(建設工事に関連する営業、設計、施工又は積算を担当する部署。ただし、顧問等であっても、防衛省の建設工事関連部署の職員と接触する機会がある者については、関連部署に含まれる)

※ (1)から(3)までのすべてに該当する企業は、競争参加資格の申請前に、コンプライアンス審査を受け、防衛省から確認コードを付与される必要があります(防衛省ホームページの審査の手引きを参照)。

(注) 虚偽の申請があった場合、競争参加資格の付与前にあっては申請を受け付けないこととし、競争参加資格を付与した後にあっては当省の競争参加資格を取り消すことになりますので、あらかじめご了承ください。

## (業態調書)

| 項目         | 記載要領   |
|------------|--|
| 業者コード      | ○様式1－1の『03業者コード』と同じ内容を記載。  |
| 許可番号       | ○様式1－1の『04建設業許可番号』と同じ内容を記載。  |
| 該当者の有無について | <p><u>1 受注実績企業又は事案関連企業(※1)の場合</u></p> <p>(1)申請の日から過去5年間のいずれかの時期に、管理職隊員(※2)が建設工事関連部署(※3)に在籍している場合は「有」に「○印」を付すこと。</p> <p>※1 平成18年に発生した防衛施設庁入札談合事案に関与した企業（同営利企業の子会社及び合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む）</p> <p>※2 防衛省離職時に行（一）7級2種・1佐（三）2種以上の者。防衛省離職時の階級が不明な場合は、直接本人に確認すること。</p> <p>※3 建設工事に関する営業、設計、施工又は積算を担当する部署。ただし、顧問等であっても、防衛省の建設工事関連部署の職員と接触する機会がある者については、関連部署の所属に含まれる。</p> <p>(2)該当者がいない場合には、「無」の欄に「○印」を付すこと。</p> <p><u>2 受注実績企業又は事案関連企業に該当しない場合「無」をチェックしてください。</u></p> |
| 商号又は名称     | ○様式1－1の『10商号又は名称』と同じ内容を記載。   |
| 確認コード      | <p>○採用実績が「有」の場合のみ、記載。</p> <p>○確認コードの付与には、あらかじめ受注実績企業にあってはコンプライアンスに問題がないことを、事案関連企業にあってはコンプライアンスが確立され談合等に関与するおそれがないことを確認する必要があり、当該確認に時間を要するため、申請までに確認コードの付与が間に合うよう、余裕をもって次の①から⑦までの措置状況が確認できる資料を提出すること。</p> <p>①コンプライアンス・マニュアルの策定（事案関連企業にあっては、平成18年1月30日以降における策定又は改訂）</p> <p>②コンプライアンスに係る社内研修の実施（事案関連企</p>  |

|  |
|--|
| <p>業にあっては、平成18年1月30日以降における実施)</p> <p>③コンプライアンスの担当部署・担当者等の設置（事案関連企業にあっては、平成18年1月30日以降における設置、改編又は強化）</p> <p>④コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包</p> <p>⑤同業他社との接触ルールの設定（①又は④に包含されている場合を含む。）（事案関連企業にあっては、平成18年1月30日以降における設定又は改正）</p> <p>⑥コンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）（事案関連企業にあっては、平成18年1月30日以降における実施）</p> <p>⑦内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）<br/>担当窓口<br/>防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室（再就職担当）<br/>〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1<br/>電話 03-3268-3111（内線36442）</p> |
|--|

## **(5) 総合評定値通知書の写し**

第2の1(2)（8ページ参照）に規定されている条件を満たしている総合評定値通知を受けていること。

当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった者は、それぞれ当該事実を証明する次の書類（保険料の領収書等）の提出が必要です。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び「雇用保険」労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

## ※ 適用除外誓約書作成例

(参考)

令和 年 月 日

防衛省 整備計画局  
施設計画課長 殿

申請者  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

### 適用除外誓約書

別紙の理由により、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより

当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てしないことを誓約します。

- ※ 経営状況(Y) 及び総合評定値(P) の記載のないものは受け付けられません。
- ※ 「経営規模等評価通知書」では受け付けられません。
- ※ 申請後の差し替えは認められませんので注意してください。
- ※ 事業協同組合で特例扱いを希望する場合は、事業協同組合のものに加え、審査対象者の分も提出が必要となります。

## (6) 納税証明書の写し

平成11年11月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、付書類として「納税証明書」の提出を求めております。

- ※ 「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。
- ※ 事業協同組合で特例扱いを希望する場合は、事業協同組合のものに加え、審査対象者の分も提出が必要となります。

## ① 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出してください。

| 様 式                       | 証明の内容   | 個人 | 法人 |
|---------------------------|---|----|----|
| 国税通則法施行規則別紙<br>第9号書式その3の2 | 「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書             | ◎  |    |
| 国税通則法施行規則別紙<br>第9号書式その3の3 | 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書未納の                    |    | ◎  |
| 国税通則法施行規則別紙<br>第9号書式その3   | 未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書 | ○  | ○  |

※ 納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出してください。

## ② 納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

### 【注意事項】

- ※ できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。
- ※ 「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。
- ※ なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますので注意してください。
- ※ 納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

## ③ 有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請書提出日の3か月前までのものを使用してください。

④ 提出方法

申請書類に添付して提出してください。

(参考)

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）・・・個人の場合  
（「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その3の2・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」  
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。

2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません

以下余白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長

財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）・・・法人の場合  
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」  
について未納税額の無い証明用）

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者

1 法人税について未納の税額はありません。

2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません

以下余白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長

財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）・・・個人、法人兼用  
(未納の税額のないことの証明)

※ 個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税  
法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税 で未納の税額がないこと  
の証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書  
(その3・未納税額の無い証明用)

住所（所在地）

氏名（名称）

税について未納の税額はありません。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長  
財務事務官 印

※国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類例

新型コロナウイルスの影響等により、国税の猶予制度を受けていることを示す書類として、納税の猶予許可通知書等を提出いただいた場合のイメージを以下に記載します。

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

## 【納税の猶予許可通知書】

|  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|--|--|--------|------------------------|---------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--|--|
| HSCGL002   |  | △      |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
| 住所<br>所在<br>場所<br>所在地  | 〒542- ●●●●                               |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  | 大阪府大阪市中央区 ●●●●                           |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
| 氏名<br>名前   | ●●●●                                     |        | 御中                     |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
| 納税の猶予許可通知書   |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
| 令和 2 年 6 月 1 日   |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
| 南税務署長<br>財務事務官 ●●●●  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
| <p>令和 2 年 6 月 1 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおり許可しましたから、国税通則法第 46 条第 1 項の規定により通知します。</p> <p>なお、猶子に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。</p> <p>また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、納税の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがあります。</p> |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
| 猶<br>予<br>税<br>額   | 年<br>度                                   | 税<br>目 | 対象となる税目が不足なく記載されていること。 | 分費<br>金 |             | 備<br>考 |             |        |             |        |             |  |  |
|  | 令和 1                                     | 法人税    |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  |  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
| 支<br>出<br>額  | 年<br>月<br>日                              | 金<br>額 | 年<br>月<br>日            | 金<br>額  | 年<br>月<br>日 | 金<br>額 | 年<br>月<br>日 | 金<br>額 | 年<br>月<br>日 | 金<br>額 | 年<br>月<br>日 |  |  |
| 支<br>出<br>額  | 令和 3. 5. 31                              | △      | △                      | △       | △           | △      | △           | △      | △           | △      | △           |  |  |
| 猶<br>予<br>期<br>間   | 猶予期間の末日が申請日以降のものであること。                   |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
| 該<br>当<br>条<br>項   | 新型コロナ臨時特例法第 3 条による国税通則法第 46 条第 1 項       |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
| 備<br>考   | （推納処理）<br>連絡先 ( 管理運営・徴収部門 (徴収) 担当 ●●●● ) |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  | 電話                                       |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  | △  |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |
|  | 納<br>税<br>者<br>第<br>号                    |        |                        |         |             |        |             |        |             |        |             |  |  |

## 【換価の猶予許可通知書】

## 【納税証明書その1】

| 納 税 証 明 書<br>(その1 納税額等証明用)  |                            |          |      |      |        |
|---|----------------------------|----------|------|------|--------|
| 住所(納税地)   |                            |          |      |      |        |
| 氏名(名称)  | 対象となる税目の納税証明書すべてを提出すること。   |          |      |      |        |
| 税目  |                            |          |      |      |        |
| 年度及び区分  | 納付すべき税額                    |          | 納付済額 | 未納税額 | 法定納期限等 |
|   | 申告額                        | 更正・決定後の額 |      |      |        |
|   | 円                          | 円        | 円    | 円    |        |
|   |                            |          |      |      |        |
|   |                            |          |      |      |        |
|   |                            |          |      |      |        |
|   |                            |          |      |      |        |
|   |                            |          |      |      |        |
| (備考)<br>○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。<br>上記未納税額●●円については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定による納税の猶予中です(猶予期限:令和●年●月●日)。 |                            |          |      |      |        |
| 微管(証明)第<br>号  | 赤枠内の記載があり、かつ猶予期限が申請日以降のこと。 |          |      |      |        |
| 上記のとおり、相違ないことを証明します。  |                            |          |      |      |        |
| 平成 年 月 日  |                            |          |      |      |        |
| 税務署長  |                            |          |      |      |        |
| 財務事務官 印   |                            |          |      |      |        |

## (7) 官公需適格組合証明書

### 【提出が必要な方】

- 事業協同組合で特例計算を希望する方
- 協業組合で総合審査数値の加算措置を希望する方

## (8) 役員名簿

### 【提出が必要な方】

- 事業協同組合で特例計算を希望する方

## (9) 委任状

### 【提出が必要な方】

- 申請代理人による代理申請をする方

### ① 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたもののが正本を提出してください。

#### 【委任状の条件】

- 委任状の日付が申請日から3か月以内のものであること。
- 委任の範囲が具体的に記載してあること。
- 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- 委任者の氏名、住所の記載があること。
- 受任者の氏名、住所の記載があること。

### ② その他

- 資格の認定通知書は、申請された会社の本社(本店)に郵送されます（代理受領はできません（隨時申請を除く。）。
- 従来の申請の代行も可能です。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を記入してください（申請代理人欄への記名、委任状の提出はいずれも不要です。）。

【 委任状 】

(例)

委 任 状

受 任 者

住 所 〒〇〇〇一〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町 〇一〇〇一〇  
氏 名 ○○ ○○

私は上記の者を代理人と定め、防衛省の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。

委任事項

1. 申請書類の作成
2. 申請代理
3. 記載事項の訂正

令和 年 月 日

委 任 者

住 所 〒162-8860  
東京都新宿区市谷本村町5-1  
商号又は名称 防衛建設(同)  
代表者氏名 防衛 太郎

## 【参考】「申請の代行」と「申請の代理」

### ○ 申請の代行

申請書の作成及び申請書の提出を本人に代わって行うことをいい、申請者はあくまで本人となります。

従来から行われていました行政書士による申請の代行がこれに当たります。

### ○ 申請の代理

申請者本人が代理人に申請手続についての代理権を授与し、代理人が申請行為をすることをいいます。

申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請書の申請代理人欄に代理人の記名が必要となります。

平成13年の行政書士法改正により行政書士による代理申請が法律上できるようになり、平成17・18年度競争参加資格申請から代理申請を行うことができるようになりました。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意してください。

## (10) 受付通知票

### 【提出が必要な方】

- 郵送方式で申請書類を提出する方

#### ① 注意事項

官製はがき又は63円切手を貼り付けたはがき(下の【作成例】を参照。)を申請書類と併せて1枚提出してください。

また、はがきには、送付先(住所、申請書(法人)名等)を表面に必ず記載してください。

### 【作成例】

| (裏)   | (表)  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>受付通知票</b></p> <p><input type="checkbox"/>受け付けました。<br/>当社から提出された申請書は、確かに受け付けましたので通知します。</p> <p><input type="checkbox"/>受け付けできません。<br/>当社におかれましては、現在、有資格者としての欠格要件に該当するため提出された申請書は、受け付けていません。<br/>また、今回、提出していただきました申請書につきましては当方に於いて破棄させていただきます。</p> <p><b>受け付けできない理由</b></p> <p><input type="checkbox"/>予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当すると認められる為</p> <p><input type="checkbox"/>予算決算及び会計令第71条第1項第　号に該当すると認められる為</p> <p><input type="checkbox"/>経営状況が著しく不健全である為</p> <p><input type="checkbox"/>建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない為</p> <p><input type="checkbox"/>法人税又は所得税若しくは消費税及び地方消費税に未納分がある為</p> <p><input type="checkbox"/>その他（　　）</p> <p style="text-align: right;">整理番号</p> <p style="text-align: right;">確認印</p> <p>※この受付通知は、葉書に直接印刷するか、用紙に印刷して糊などで貼り付けて作成して下さい。<br/>※内容については、記入不用。</p> | <p style="text-align: center;"><b>郵便はがき</b></p> <p>63円切手 <span style="margin-left: 20px;">1 6 2 - 8 8 6 0</span></p> <p>※ 63円切手を必ず貼り付けてください。</p> <p style="text-align: center;">東京都 新宿区 市谷本村町5-1<br/>防衛建設（同） 御中</p> <p>※送付先(住所等)を必ず記載してください。</p> |

## (11) 切手を貼り付けた定型形封筒（資格審査結果通知書の郵送用）

### 【提出が必要な方】

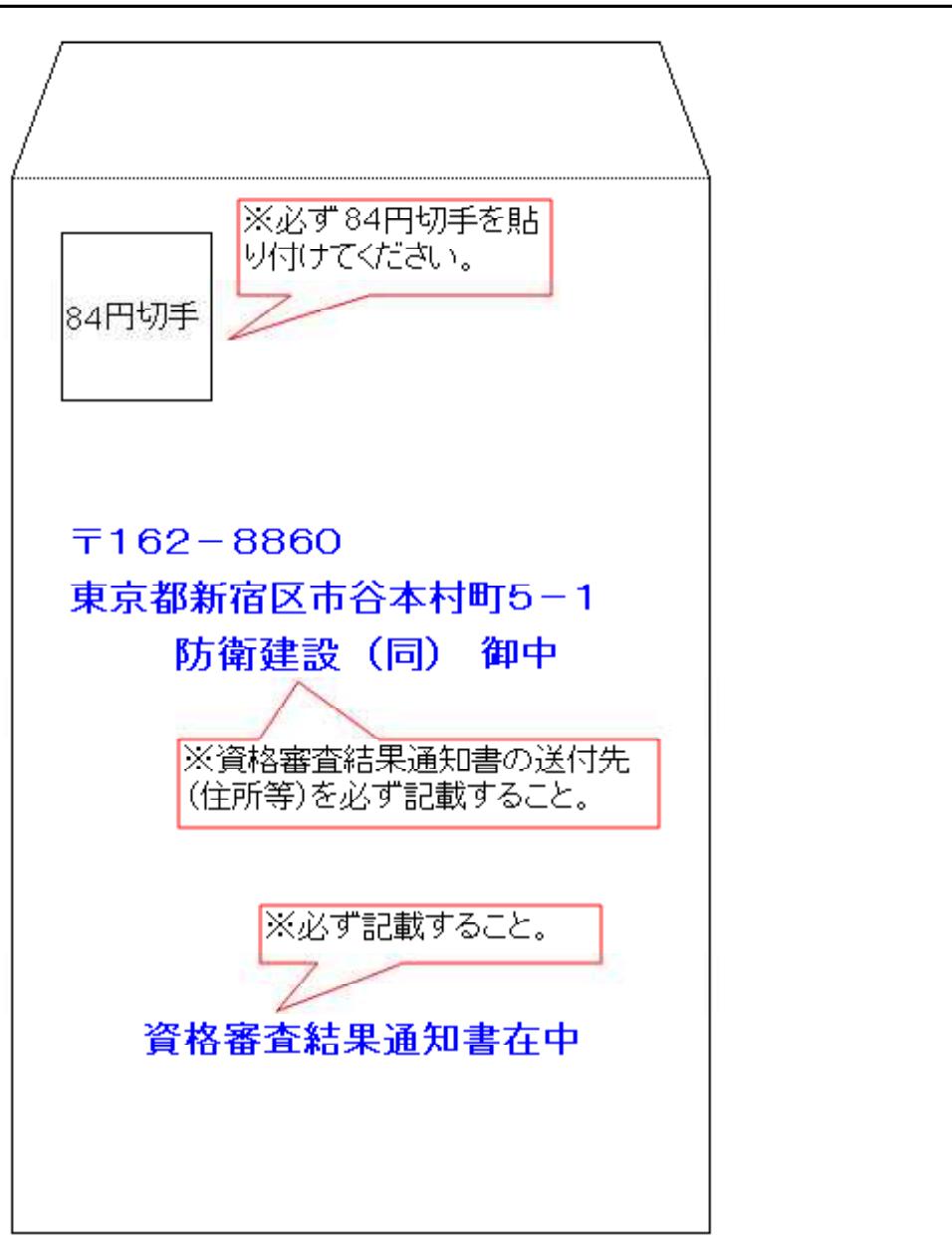
- 郵送方式で申請書類を提出する方

#### ① 注意事項

84円切手を貼り付けた封筒（下の【作成例】を参照。）を申請書類と併せて1枚提出してください。

封筒には、送付先（住所、申請書（法人）名等）及び『資格審査結果通知書在中』を表面に必ず記載してください。随時申請において、委任状により申請を委任している場合の送付先は、代理人の住所等でも構いません。

### 【作成例】



## **第4 資格決定後の申請内容変更手続**

## 第4 資格決定後の申請内容変更手続

### 1 手続が必要な変更及び手続

申請書類の提出後、次の(1)から(3)に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、「競争契約参加資格審査申請書変更届(建設工事)」により、申請又は登録の取下げ若しくは申請又は登録内容の変更を届け出てください。ただし、定期受付により申請された方は、令和3年4月1日以降に届け出てください。

その際の届出は、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等となります（13ページ参照）。本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等以外では受け付けできませんので注意してください。

また、届出の方法は郵送（書留郵便に限る。）のみとします。その際、申請者において必ず変更届等のコピーを保管の上、封筒の表・左下には、朱字で「競争参加資格変更書類在中」と明記してください。

なお、次の(1)から(3)に掲げる各号のいずれにも該当しない場合、又は、防衛省整備計画局施設計画課若しくは地方防衛局等からの変更手続の指示があつたとき以外の内容については変更届を提出していただく必要はありません。

(1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が、次に該当した場合

- ① 死亡したとき
- ② 法人が合併により消滅したとき
- ③ 法人が破産により解散したとき
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- ⑤ 廃業したとき（一部廃業も含む。）
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条に該当する者になったとき
- ⑦ 建設業法第3条の規定による許可、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者になったとき
- ⑧ 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく更正手続開始の申立てをしたとき

(2) 有資格者が、次の事項を変更したとき

- ① 商号又は名称
- ② 代表者氏名及び役職
- ③ 建設業許可番号等の変更（建設業法第3条の規定による。）  
ただし、建設業許可の更新による変更は除く。
- ④ 営業所（本店を含む。）以下の項目について
  - 名称
  - 所在地

○連絡先（電話番号・FAX番号。）

○支店の新設又は廃止

⑤ 希望工事種別の追加又は削除

⑥ 希望部局の追加又は削除

⑦ 合併等に伴う商号又は名称、代表者等氏名の変更(再申請に必要な総合評定  
値通知書等の発行に時間要するとき。)

(3) 特例扱いを希望した事業協同組合又は協業組合で次の内容が変更になったとき。

① 審査対象者が審査対象者の要件（第1の1(1)（2ページ参照））を満たさなくなつたとき。

② 官公需適格組合が取り消されたとき。

#### 【変更届出書】

※変更前の内容については、必ず申請時の内容を記載すること（インターネット申請の場合は、申請プログラムの入力内容で、紙申請については申請書の写しで確認。）。

#### 競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事）

令和〇年〇月〇日

殿

業者コード 2-04-70001

〒162-8860

住所 東京都新宿区市谷本村町5-1

商号又は名称 防衛建設(同)

代表者氏名 代表取締役 防衛 太朗

下記のとおり変更があつたので届出をします。

記

##### 1 変更内容

| 変更事項    | 変更前               | 変更後              | 変更年月日     |
|---------|-------------------|------------------|-----------|
| 本社TEL変更 | TEL:03-3268-3111  | TEL:03-5227-2453 | 令和2年5月31日 |
| 希望局の追加  | 北関東、南関東           | 北関東、南関東、近中       |           |
| 営業区域の削除 | 北海道、東北、北関東、南関東、近中 | 北関東、南関東、近中       |           |

##### 2 変更事項に係る添付書類名

様式1-2、様式2

##### 記載要領

1 本様式に收まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

2 契約中の案件がある場合には、「2 変更事項に係る添付書類名」の欄に契約部局及び契約件名を添付書類名の下段に記載すること。

※業者コードには、資格審査結果通知書の記1に記載されている『登録番号』を記載。

## 2 変更届の添付書類

| 変更内容  | 添付書類  |
|---|---|
| ○本社住所   | ○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し<br>※建設業許可関係の変更届出書の写し等（建設業法上の「主たる営業所」が登記簿上の本社住所と異なる場合）  |
| ○商号又は名称   | ○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し<br>○切手を貼り付けた定型形封筒  |
| ○本社電話番号及びFAX番号  | ○なし   |
| ○本店代表者の氏名及び役職   | ○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し  |
| ○本店の建設業許可工事種別<br>(※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。)、許可区分又は建設業許可番号(建設業許可の更新による年度の更新のみの場合、変更届不要) | ○営業所一覧表（様式2）(許可工事種別の追加の場合のみ)<br>○本店の建設業許可工事種別を証明するもの<br>○総合評定値結果通知書（許可工事種別の追加の場合のみ）<br>※建設業許可関係の変更届出書の写し等                                 |
| ○営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号及び許可工事種別  | ○営業所一覧表（様式2）<br>○名称、住所を変更した場合のみ、営業所の建設業許可工事種別を証明するもの<br>※建設業許可関係の変更届出書の写し等  |
| ○本店又は営業所の営業区域の追加（削除）  | ○営業所一覧表（様式2）<br>※ <u>変更内容のみ記載すること。</u><br>(営業区域の追加の場合のみ)  |
| ○営業所の新設   | ○営業所一覧表（様式2）<br>※ <u>変更内容のみ記載すること。</u><br>○営業所の建設業許可工事種別を証明するもの<br>※建設業許可関係の変更届出書の写し等<br>○総合評定値結果通知書（許可工事種別の追加の場合で本店が有しない許可工事種別を追加する場合のみ） |
| ○営業所の閉鎖   | ○なし   |

|                      |   |
|----------------------|---|
| ○希望工事種別の追加           | ○一般競争(指名競争)参加資格審査申請書<br>(様式 1－2)<br>※ <u>変更内容のみ記載すること。</u><br>○総合評定値結果通知書<br>※新たに建設業許可又は経営事項審査を受けた業種については、【建設業許可業種の追加】も併せて申請すること。<br>○切手を貼り付けた定型形封筒 |
| ○希望工事種別の削除           | ○切手を貼り付けた定型形封筒  |
| ○希望部局の追加（削除）         | ○一般競争(指名競争)参加資格審査申請書<br>(様式 1－2)<br>※ <u>変更内容のみ記載すること。</u><br>(希望部局の追加の場合のみ)  |
| ○資格の取下げ              | ○廃業による取下げの場合は、廃業届の写し<br>○合併消滅会社等となった場合は、合併契約書等の写し   |
| ○審査対象者が要件を満たさなくなったとき | ○切手を貼り付けた定型形封筒  |
| ○官公需適格組合証明が取り消されたとき  | ○切手を貼り付けた定型形封筒  |

- ※ 上記以外の事項（支店町名又は市町村合併に伴う住所の変更等）については、防衛省整備計画局施設計画課又は地方防衛局等からの指示を除き、変更届を提出する必要はありません。
- ※ 経営事項審査の更新による、総合評定値通知書の送付は必要ありません。
- ※ 添付書類のうち、官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から3か月前までのものを有効とします。
- ※ 資格を取り下げた場合、同一有効期間内（令和3・4年度）の再度の申請はできません。

## **第5 競争参加資格審査申請に関するQ & A**

## 第5 競争参加資格審査申請に関するQ & A

|     |  |
|-----|--|
| Q－1 | 定期申請で文書を郵送して申請することはできないですか。  |
| A－1 | 平成29・30年度の定期申請受付より文書郵送方式は原則、廃止しておりますのでインターネット方式によって申請を行ってください。文書による申請の場合は、令和3年4月以降の随時申請にて受け付けます。   |
| Q－2 | 文書を持参して申請することはできないですか。   |
| A－2 | 平成27・28年度の申請受付より文書持参方式は原則、廃止しておりますので御了承ください。(随時受付も同様の取扱いです。)   |
| Q－3 | 随時申請や変更届の提出はインターネット方式ではできないですか。<br>定期申請をインターネット方式で行ったが、変更届はどうすればいいですか。   |
| A－3 | 随時申請及び変更届の提出ともにインターネット方式では行うことができません。<br>郵送にてお願ひいたします。<br>定期申請をインターネット方式で行った場合でも、変更届を提出する場合には、申請者の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（13ページ参照）に郵送で提出してください。本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等以外の部局への提出は必要ありません。<br>また、インターネット一元受付に参加している機関に登録されている場合には、各機関にも変更届を提出してください。 |
| Q－4 | 資格認定を受けた後、希望部局（地方防衛局等）を追加することはできますか。   |
| A－4 | 希望部局を追加することはできます。<br>希望部局の追加は、変更の扱いとなりますので、変更の申請に必要な申請書類一式を本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（13ページ参照）に提出してください。<br><br>※変更手続（50ページ参照）   |

|     |   |
|-----|---|
| Q－5 | 資格認定を受けた後、希望工事種別を追加することはできますか。  |
| A－5 | <p>希望工事種別を追加することはできます。</p> <p>希望工事種別の追加は、変更の扱いとなりますので、変更の申請に必要な申請書類一式を本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（13ページ参照）に提出してください。</p> <p>※変更手続（50ページ参照）</p> |

|     |  |
|-----|--|
| Q－6 | 定期申請のときにインターネット方式（又は郵送方式）で申請書類に不備があり、不受理になってしまいました。どのようにすればいいでしょうか。                                |
| A－6 | <p>必要書類が受付期間中に間に合わなかった等、定期登録に間に合わなかった場合は、随時登録で申請してください。</p> <p>詳細は、地方防衛局等（13ページ参照）にお問い合わせください。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| Q－7 | 申請書の様式類を、インターネット上から入手することはできますか。  |
| A－7 | <p>申請書の様式及び変更届については、防衛省・自衛隊のホームページから取得することができます。</p> <p><a href="https://www.mod.go.jp/procurement/shikaku/sankashikaku_shinsei.html">https://www.mod.go.jp/procurement/shikaku/sankashikaku_shinsei.html</a></p> |

|     |   |
|-----|---|
| Q－8 | 申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。                                |
| A－8 | <p>鉛筆等の容易に修正できる筆記具は使用しないでください。</p> <p>※修正液、修正テープ不可。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| Q－9 | 「外資状況」の考え方を教えてください。   |
| A－9 | <p>外資状況に記載する会社には、次の3種類があります。</p> <p>①外国籍会社<br/>本店が海外にあるもの。<br/>例：外国籍企業の日本支店（〇〇日本支店、〇〇日本支社）など</p> <p>②日本国籍会社（外資100パーセント）<br/>100パーセント外国資本の会社<br/>本店が日本にあるが、全額外国企業が出資しているもの。<br/>例：外国籍会社の日本法人（日本〇〇、〇〇ジャパン）など</p> <p>③日本国籍会社<br/>一部外国資本の会社<br/>本店が日本にあるが、一部外国企業が出資しているもの。<br/>例：日本企業と外国企業との合弁会社（日本〇、〇ジャパン）など</p> |

|      |   |
|------|---|
| Q－10 | 「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。   |
| A－10 | <p>「執行役員」や「執行役」は会社を代表する権限を有していないことから、資格審査の申請者にはなれません。</p> <p>ただし、委員会等設置会社において会社を代表する権限を有している「代表執行役」による申請は可能です。この場合には、役職欄には「代表者」と記載してください。</p> <p>なお、申請書の「役職」欄に記入する役職名は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役　・取締役社長　・代表取締役　・代表取締役社長</li> <li>・代表取締役副社長　・代表社員　・代表者　・代理理事</li> <li>・理事長　・社長　・副社長　・無限責任社員</li> <li>・管財人　・会長</li> </ul> |

|      |  |
|------|--|
| Q－11 | 随時の申請や変更届を提出してから登録完了まで、どのくらいの時間がかかりますか。  |
| A－11 | 適正な申請を受理してから約2か月程度で登録となります。ただし、 <u>時期等により変動する場合がありますのでご了承下さい。</u> なお、登録時期について要望がある場合は、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（13ページ参照）まで相談してください。 |